平成２１年（フ）第６３４号
大阪府泉大津市池浦町３丁目３番15―106号
債務者　太田三枝子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６３６号
大阪府泉大津市豊中町１丁目９番５号
債務者　福岡　則善
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６３７号
大阪府泉大津市豊中町１丁目９番５号宮の森住宅５号
債務者　福岡貴任こと　崔　　貴任(旧姓北川)
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６４６号
大阪府貝塚市脇浜４丁目13番９号
債務者　吉海江幸代
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６４７号
大阪府貝塚市脇浜４丁目13番９号
債務者　吉海江裕美
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６５３号
大阪府和泉市伯太町２丁目32番15号クールメゾン和泉Ｂ101
債務者　深野ツギ子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６６２号
大阪府岸和田市作才町１丁目４番10号、前住所大阪府岸和田市中北町10番11号
債務者　梶野　　宏
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６９２号
大阪府泉佐野市大西２丁目３番16号
債務者　馬戸　静枝
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６９７号
大阪府岸和田市磯上町１丁目２番１号メゾンドールユキ101号
債務者　中村　輝寿
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６９８号
大阪府泉佐野市長滝836番地の１セジュール大長105、前住所大阪府大阪市生野区巽中２丁目20番10号
債務者　三谷　秀一
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６９９号
大阪府貝塚市久保80番地２棟101号、前住所大阪府貝塚市久保335番地の29
債務者　鶴崎　房子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７０１号
大阪府泉佐野市鶴原１丁目１番11―101号、前住所大阪府泉南郡熊取町大久保北１丁目５番１―609号
債務者　高尾　純子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７０２号
大阪府岸和田市春木南浜町18番２号、前住所大阪府岸和田市春木南浜町14番６号
債務者　片山　　敬
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７０５号
大阪府和泉市太町270番地の１―Ａ―203、前住所大阪府和泉市鶴山台二丁目２番29―103号
債務者　谷川　雅弘
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７０６号
大阪府貝塚市橋本892番地184号
債務者　伊勢谷禮規
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７０７号
大阪府貝塚市橋本892番地184号
債務者　伊勢谷利子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７１０号
大阪府泉佐野市市場南１丁目６番10―205号、前住所大阪府泉南郡熊取町希望が丘３丁目３番37号
債務者　水澤　裕子（旧姓鹿伏兎）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係